

2017\_11ベスト懸賞問題\_解答・解説

正解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
(2)	(2)	(4)	(5)	(5)	(1)	(4)	(5)	(1)	(3)
正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率
88%	50%	61%	88%	88%	83%	88%	88%	30%	72%

1 人権の享有主体性

正解 (2)

- (1) 正しい。外国人にも一定の範囲で人権享有主体性が認められている(最大判昭53・10・4)。外国人に保障される人権と保障されない人権を区別する基準は、権利の性質による。
- (2) 誤り。判例は、法人の政治活動の自由に関し、八幡製鉄政治献金事件判決で法人の人権享有主体性を認めている(最大判昭45・6・24)。
- (3) 正しい。枝文のとおり。例えば、外国移住・国籍離脱の自由(憲法22条2項)は、天皇の象徴としての地位から認められない。
- (4) 正しい。法定手続の保障は、人であることに基づいて保障される権利であるから、性質上、外国人にも保障される。
- (5) 正しい。判例は、「……法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない……」と判示している(最判平7・2・28)。

2 司法全般

正解 (2)

- (1) 誤り。下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣がこれを任命する(憲法80条1項前段)。
- (2) 正しい。枝文のとおり(憲法76条1項～3項)。
- (3) 誤り。最高裁判所の裁判官だけは、国民審査によっても罷免される場合がある(憲法79条2項、3項)。
- (4) 誤り。下級裁判所にも違憲審査権は認められる。
- (5) 誤り。家庭裁判所は、憲法が「設置することができない」とする「特別裁判所」(憲法76条2項)には当たらない。

(最大判昭31.5.30)。

3 分限及び懲戒処分

正解(4)

- (1) 誤り。分限処分の中で、免職及び降任の事由は地方公務員法で定めることとされているが、休職の事由は地方公務員法又は条例で定め、降給の事由は条例で定めることとされている(地公法27条2項)。
- (2) 誤り。懲戒処分の軽重に関する枝文前半は正しい。しかし、1つの懲戒処分の事由について、2種類以上の処分を併科することはできない(行政実例昭29・4・15)。
- (3) 誤り。職員がした1つの行為が、分限処分の事由にも懲戒処分の事由にも該当する場合、いずれの処分を行うかは、任命権者の裁量による(行政実例昭28・1・14)。
- (4) 正しい。枝文のとおり。
- (5) 誤り。退職によって公務員としての身分を失った者に対して、懲戒処分を行うことはできない(行政実例昭26・5・15)。

4 警職法6条の立入り

正解(5)

- (1) 正しい。枝文のとおり。
- (2) 正しい。枝文のとおり。危険時の立入りは、行政上の即時強制手段の1つである。
- (3) 正しい。枝文のとおり。立入りを実施するために必要な限度で、車両を強制的に停止させることができる。
- (4) 正しい。枝文のとおり。
- (5) 誤り。本条2項の公開場所への立入要求は、具体的な危険の発生は不要である。

5 不作為犯

正解(5)

- (1) 正しい。枝文のとおり。
- (2) 正しい。枝文のとおり。
- (3) 正しい。枝文のとおり。
- (4) 正しい。枝文のとおり。不真正不作為犯の場合でも、人を殺すといった故意が必要である。
- (5) 誤り。不作為と結果との間の因果関係は、「一定の期待された作為がなされたならば、結果の発生は防止できたで

あろう」という関係で判断される（最決平元・12・15）。

## 6 放火罪

正解（1）

- (1) 誤り。判例は、「刑法110条1項の放火罪が成立するためには、火を放って同条所定の物を焼燬（焼損）する認識のあることが必要であるが、焼燬の結果公共の危険を発生させることまでを認識する必要はない」としている（最判昭60・3・28）。
- (2) 正しい。枝文のとおり（刑法111条1項、109条2項）。
- (3) 正しい。枝文のとおり（大判大2・3・7）。
- (4) 正しい。布団やカーテン等は建造物には当たらないので、これらを焼損しても、現住建造物等放火罪は未遂にとどまる。
- (5) 正しい。枝文の場合、殺人罪のほかに非現住建造物等放火罪が成立し、両罪は併合罪となる（大判大6・4・13）。

## 7 逮捕・監禁罪

正解（4）

- (1) 正しい。枝文のとおり（最判昭24・12・20）。
- (2) 正しい。枝文のとおり。例えば、刑訴法上の逮捕・勾留（刑訴法199条、207条等）などがこれに当たる。
- (3) 正しい。枝文のとおり。
- (4) 誤り。逮捕・監禁の方法には制限がなく、例えば、欺く行為による場合など、無形的・心理的方法であってもよい。
- (5) 正しい。枝文のとおり（大判昭11・5・30）。逮捕・監禁罪の未遂を処罰する規定はなく、この場合、暴行罪又は脅迫罪が成立する。

## 8 検視

正解（5）

- (1) 正しい。枝文のとおり。
- (2) 正しい。枝文のとおり。
- (3) 正しい。枝文のとおり。
- (4) 正しい。枝文のとおり（刑訴法229条2項）。これを代行検視という。
- (5) 誤り。検視による外部的検査には、死体の解剖等を認める刑訴法129条（検証と必要な処分）及び168条（鑑定と必要な処分）が準用されず、死体を損壊することは許されない。

- 9 司法警察職員と検察官の関係 正解（1）
- （1） 誤り。 検察官の司法警察職員に対する一般的指示（刑訴法193条1項）の相手方は、個々の司法警察職員を対象とするものではない。
  - （2） 正しい。 枝文のとおり（刑訴法193条2項）。
  - （3） 正しい。 一般的指揮権は、一般的といわれるように、個々の特定の司法警察職員を対象とするものではない。
  - （4） 正しい。 枝文のとおり（刑訴法193条3項）。
  - （5） 正しい。 枝文のとおり。個々の具体的事件につき一般的な準則を定めて指示することは許されない。

- 10 逮捕後の措置 正解（3）
- （1） 正しい。 枝文のとおり。
  - （2） 正しい。 枝文のとおり（刑訴法209条・211条・216条・78条）。
  - （3） 誤り。 逮捕後の手続として行う弁解の録取（刑訴法203条1項）は、被疑事実のほかに逮捕についての弁解も含むと解されていることから、自首調書を作成した場合（刑訴法245条・241条2項）であっても、弁解録取書を作成しなければならない。
  - （4） 正しい。 枝文のとおり（刑訴法217条参照）。
  - （5） 正しい。 枝文のとおり（刑訴法215条2項）。